

**旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託に係る
企画提案競技実施要領**

1 目的

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託の受託候補者を選定するため
に、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託仕様書による。

3 契約上限額

1, 980, 000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、営業種目が「S-01：広告代理」である者
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (9) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、同種、同規模以上の業務の実績を有する者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年1月13日（火） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年1月21日（水）午後5時必着 |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和8年1月27日（火）午後5時必着 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年2月6日（金）午後5時必着 |
| (5) 選定結果通知 | 令和8年2月12日（木） |

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式第1号）を提出すること。

ア 提出方法

電子メール又はFAX（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

イ 受付期限

令和8年1月21日（水）午後5時（必着）

ウ 提出先

下記17を参照

(2) 回答

質問者に対し、質問受付日より原則2開庁日以内に回答する。また、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

9 企画提案競技への参加申込

参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール又はFAX（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

(2) 提出期限

令和8年1月27日（火）午後5時（必着）

(3) 提出先

下記17を参照

10 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び部数

① 企画提案書…5部（様式任意、サイズはA4判又はA3判とする。）

- 企画提案書には、次の事項について記載すること。

ア 企画内容（(イ)については2案まで提案可とする。）

(ア) 補償金等制度及び相談窓口の広報

- 活用するメディアの組合せ、活用方法、回数等について提案すること。

(イ) 啓発用チラシの制作

- チラシの原稿案を提案するとともに、案の意図について説明すること。

- イ 業務の実施体制
- ウ 業務のスケジュール
- エ 令和6年度以降における本業務と同種・同規模以上の業務受託・履行実績

- ② 見積書・・・原本1部、コピー4部
 - ・ 積算内容が分かるように記載すること。
 - ・ 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。
 - ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ③ 会社概要（既存のもので可）・・・5部
- ④ 誓約書（様式第3号）・・・1部

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(3) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先

下記17を参照

1.1 審査及び選定方法

書類審査方式とし、提出された企画提案書等について、審査基準表（別表）に基づく審査を行い、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

1.2 審査結果の通知

審査結果については、令和8年2月12日（木）までに通知する。

1.3 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とし、書面で通知する。

- （1）参加者が本要領5の参加資格を満たさない者又は候補者決定までに満たさなくなった者である場合
- （2）企画提案書等に虚偽の記載をした場合
- （3）企画提案書等が「旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託仕様書」に適合しない場合
- （4）所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しなかった場合
- （5）見積額が契約上限額を超えているとき
- （6）上記（1）～（5）のほか、当該手続に関する条件に違反したとき

1.4 契約の方法

- （1）県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を受託候補者と行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- （2）県は、受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

1 5 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

1 6 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された資料は返還しない。
- (3) 委託料の支払いについては、精算払いとする。

1 7 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 担当 宮崎県福祉保健部健康増進課 母子保健・医療支援担当 （担当）井口
- (3) 連絡先 〔電話番号〕 0985-44-2621 (直通)
〔FAX〕 0985-26-7336
〔電子メール〕 kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp

(別表)

審査基準表

(旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託)

No.	項目		内容	配点
1	業務内容への理解		・業務内容（仕様書）の内容を正しく理解しているか。	10
2	企画 内容	(1)補償金等制度及び相談窓口の広報	・広報内容及び対象者の属性等に適したメディアの選択・組合せ・量となっているか。	40
		(2)啓発用チラシの製作	・法の趣旨や補償金等制度の内容に理解を示し、行動への動機付けとなることが期待されるようなデザイン、キャッチコピーであるか。	20
3	業務の実施体制		・責任者や役割分担が明確であるとともに、業務を着実に履行できることが見込まれる体制となっているか。	5
4	業務のスケジュール		・業務を遂行する上で妥当なスケジュールとなっているか。	5
5	同種・同規模以上の業務受託・履行実績		・十分な実績があり、業務遂行能力を有するものと認められるか。	10
6	費用見積		・業務内容に比してコストパフォーマンスに優れた見積額であるか。	10
評価点数合計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 240 点（満点 400 点 × 6 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 240 点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。